

諮問日：令和 6 年 1 0 月 1 1 日（令和 6 年度（検審個）諮問第 1 号）

答申日：令和 7 年 2 月 1 2 日（令和 6 年度（検審個）答申第 1 号）

件 名：新潟検察審査会における特定の審査事件についての保有個人情報
の不開示判断に関する件（電話問い合わせ及び申立書等）

答 申 書

第 1 委員会 の 結 論

新潟検察審査会（以下「諮問庁」という。）の特定の審査事件に関連して、苦情申出人が、令和 5 年 3 月 2 9 日付けで行った保有個人情報開示の申出に対し、諮問庁が、令和 6 年 7 月 2 4 日付け新潟検審第 5 7 8 号で不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 事案 の 概 要

本件は、苦情申出人からの令和 5 年 3 月 2 3 日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いについて（以下「基本申合せ」という。）」記第 4 に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和 6 年 7 月 2 4 日付けで原判断を行ったところ、基本申合せ記第 7 に定める苦情申出が出され、基本申合せ記第 7 の 4 に定める諮問がされたものである。

第 3 苦情申出人の主張の要旨

開示申出の内容は別紙のとおりであるところ、申立書受理記録は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 1 2 4 条に定める検察官が行う処分に関する情報には当たらない。また、電話の問い合わせや男女比は法第 7 8 条第 1 項に定める個人識別情報には当たらず、申立人が提出した文書に記載された情報は開示できる。

第 4 諮問庁の説明の要旨

- 1 別紙記載 1 の申立書受理記録及び 5 の各情報については、仮に申立事項の審査事件が存在する場合、別紙記載 5 のその他検察審査会が保有する申立人の情報に該当するものとして、審査事件の帳簿関係書類に記録された情報が考えられるが、検察審査会が取り扱う審査事件は、検察官の不起訴処分の当否を判断するものであり、検察官が行う不起訴処分の存在を前提としたものであるところ、申立書受理記録やその他の帳簿関係書類に記録された情報は、開示申出人が審査申立てをした事件の同人についての情報であるとともに、同事件における被疑者についての不起訴処分に関する情報でもあるため、法第 124 条第 1 項に規定されている検察官が行う処分に係る情報であるから、保有個人情報開示手続の対象とはならない。
- 2 別紙記載 1 の申立人が新潟検察審査会へ行った電話問い合わせ、6 から 8 まで、10、16 及び 17 の各情報が記録された検察審査会行政文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（法第 78 条第 1 項第 2 号に相当）及び検察審査会議の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある情報（同項第 7 号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。
- 3 別紙記載 2 から 4 まで、9 及び 11 から 15 までの各情報については、審査事件の審査活動に関する文書に記録された情報であって、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 10 月 11 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和 6 年 11 月 22 日 審議

④ 令和 7 年 1 月 1 7 日 審議

⑤ 令和 7 年 2 月 1 2 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

1 (1) 原判断は、別紙記載 1 の申立書受理記録及び 5 の各情報としては、審査事件の帳簿関係書類に記録された情報が考えられるとしたうえで、これらは法第 1 2 4 条第 1 項に規定されている検察官が行う処分に係る情報であるから、保有個人情報開示手続の対象とはならないと判断している。

そこで検討すると、保有個人情報開示申出書に記載された、申立書受理日、事件番号、議決年月日、検番号を前提とすると、当該審査事件に係る帳簿関係書類に記録された情報は、特定の審査事件における被疑者についての不起訴処分に関する情報でもあるため、法第 1 2 4 条第 1 項に規定されている検察官が行う処分に係る情報として、保有個人情報開示手続の対象とはならないとする諮問庁の判断は相当である。

(2) 原判断は、別紙記載 1 の申立人が新潟検察審査会へ行った電話問い合わせ、6 から 8 まで、1 0、1 6 及び 1 7 の各情報が記録された検察審査会行政文書の存否を答えることは、被疑者の個人情報識別情報（法第 7 8 条第 1 項第 2 号に相当）及び特定の審査事件の審理期間が推測され、検察審査会議の適正な遂行に支障が生じるおそれがある情報（同項第 7 号に相当）を開示することになると判断している。

そこで検討すると、保有個人情報開示申出書に記載された、特定事件に関する申立書受理日、事件番号、議決年月日、検番号を前提とすると、別紙記載 1 の申立人が新潟検察審査会へ行った電

話問い合わせ、6 から 8 まで、10、16 及び 17 の各情報が記録された検察審査会行政文書に記載された情報は、特定の事件における被疑者についての個人識別情報であると認められる。

また、検察審査会法 26 条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障している。審査期間が公になれば、その長短を巡って無用の批判や詮索を招く必要があり、それは普通の市民である検察審査員に大きな精神的負担を与えかねない。ひいては、審査期間の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれがある。そして、保有個人情報開示申出書に記載された、申立書受理日、事件番号、議決年月日、検番号を前提とすると、別紙記載 1 の申立人が新潟検察審査会へ行った電話問い合わせ、6 から 8 まで、10、16 及び 17 の各情報が記録された検察審査会行政文書の存否を答えることは、特定の審査事件の審理期間が推測されることとなると考えられる。その結果、上記のとおり、今後の審査活動において、公開しないで行うとされた審査会議における活発な議論が損なわれるおそれがある。

したがって、これらの文書の存否について答えることにより、法第 78 条第 1 項第 2 号及び同項第 7 号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められるから、これらに関する諮問庁の説明に不合理な点はない。

- (3) 原判断は、別紙記載 2 から 4 まで、9 及び 11 から 15 までの各情報については、いずれも特定の審査事件の審査活動に関する文書に記載された情報であって、検察審査会行政文書に記載された情報ではないことから、保有個人情報開示手続の対象とはなら

ないとしている。

そこで検討すると、基本申合せ第4及び第1の8によれば、保有個人情報開示の対象となる情報は、検察審査会行政文書に記録されているものに限られ、令和5年12月20日付け全検察審査会申合せ検察審査会行政文書の管理について第1の1によれば、検察審査会行政文書とは、検察審査会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した検察審査会行政事務に関する文書であって、検察審査会事務局の職員が組織的に用いるものとして、検察審査会が保有しているものである。そして、検察審査会行政文書には、審査事件に関する文書は含まれないと解されるが、その理由は、検察審査会の事件審査は、その結論如何で起訴に繋がり得るものであり、捜査密行性の原理に立つ捜査手続の一環としての性格を持つことから、捜査活動に関する文書は、情報公開法制において開示対象外とされる刑事事件関係文書と同様の性質を有するからである。

したがって、別紙記載2から4まで、9及び11から15までの各情報については、いずれも特定の審査事件の審査活動に関する文書に記録された情報であって、保有個人情報開示手続の対象とはならない。また、仮に行政文書に記録された情報が存在したとしても、その存否を答えることは非開示情報である個人識別情報を開示することとなり、その存否を答えることはできないので、諮問庁の判断は結論において妥当である。

- 2 なお付言すると、諮問庁が本件開示申出文書を受理してから苦情申出人に対して不開示通知書を発出するまでに約16か月を要している。確かに、諮問庁においては、本件開示申出内容を整理し、不開示部分に

ついて精査等を行っていたこと、その検討に伴い、新潟地方裁判所に行政共助として助言を求めたこと等、事務処理に時間を要する事情があったことも認められるが、迅速な処理がなされたとはいえない。本件のような開示申出への応答は、開示の申出があった日から原則として30日以内に開示・不開示の通知を行うことを求める基本申合せ第7の3の趣旨に照らし、適切さを欠くものである。諮問庁においては、今後の開示申出への対応に当たり、上記の点について改善を要すると認められる。

3 以上のとおりであるから、原判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 梶 木 力

委員 神 田 安 積

委員 磯 部 哲

(別紙)

開示申出の内容

新潟検察審査会の特定審査事件に関する 1 から 1 7 の情報

(申立人の情報)

- 1 申立人が新潟検察審査会へ行った電話問い合わせや申立書受理記録
- 2 申立人が提出した申立て書
- 3 添付文書
- 4 D V D
- 5 その他検察審査会が保有する申立人の情報

(議決に関すること)

- 6 審査員の年齢 (年代)
- 7 審査員の性別
- 8 審査員の職業
- 9 審査員の多数決の比
- 1 0 辞任者がいたかどうかとその理由
- 1 1 証人を尋問したかどうか
- 1 2 実況見分を行ったかどうか
- 1 3 照会を行ったかどうか
- 1 4 検察官の意見聴取を行ったかどうか
- 1 5 審査補助員の委嘱をしたかどうか

(議決書の通知書について)

- 1 6 作成方法
- 1 7 作成者